

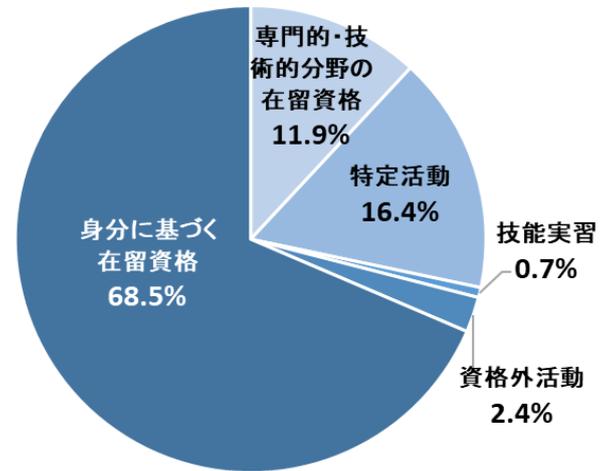
外国人材の産業分野別の状況

福祉・介護

1 現状

外国人労働者数（H30.10末現在） 計 286人

専門的・技術的分野の在留資格	34
特定活動	47
技能実習	2
資格外活動	7
身分に基づく在留資格	196



介護保険利用者の増加と労働力人口の減少により、将来にわたり介護分野は深刻な人手不足状況にある。現状、身分に基づく在留資格（定住・永住者）で就労している者が多い。なお、高度人材、特定活動以外の在留資格は施設における介護には従事できるが、訪問介護サービスには従事することができない。

2 課題

- 介護サービスの質と量の確保の観点から、介護福祉士が必要であるが、介護福祉士国家資格の取得が困難。
- 人手不足状況の緩和のため、特定技能、技能実習生（平成29年制度創設）、留学生等の受入れにあたり、日本語の習得支援や、住居の確保などのサポートの充実が必要（外国人介護人材が住居を借り上げる際の費用の補助や、日本語学習支援は平成30年度から県において実施）。

3 取組みの方向性

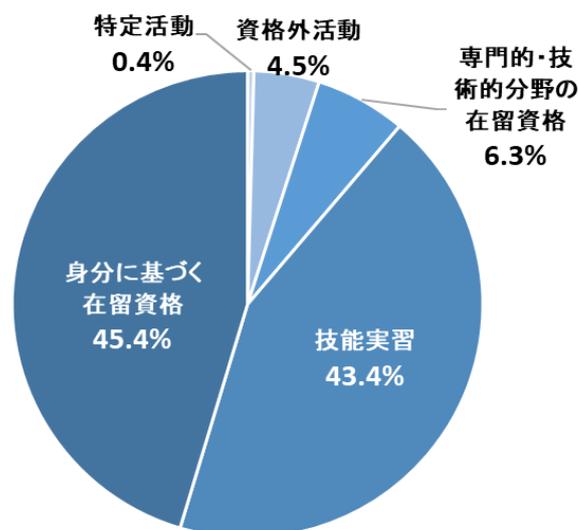
- 介護福祉士人材の確保のため高度人材育成の推進。
- 技能実習、留学生、特定技能の受入れの促進。
- 必要な日本語能力習得のための日本語教育の支援体制の整備。
- ベトナムなど、人材の送出し国との連携強化。

ものづくり

1 現状

外国人労働者数（H30.10末現在） 計 9,215人

専門的・技術的分野の在留資格	577
特定活動	40
技能実習	4,003
資格外活動	414
身分に基づく在留資格	4,181



身分に基づく在留資格と技能実習生の受入れが多い。

技能実習生の数は、一部の企業において監理団体を通じた受入れの取組が進められていることから、増加している。

2 課題

- 技術者（開発、設計等）が不足していることから、研究・開発など専門的・技術的職業に従事できる高度人材の受入れが必要であり、専門知識・技術を有する外国人材の採用も検討していく必要がある。
- 人手不足状況の緩和のため、必要に応じて技能実習、特定技能の受入れについて検討していくことが不可欠であるが、これらの在留資格においては雇用期間に制限があり、熟練工としての育成が難しい。
- 技能実習については、制度上行える作業が限定されてしまうため、受入れ側の企業にとっては、多能工として育成が出来ず、活用が難しい。
- 日本語が読めないことによるトラブルへの対応（取扱説明書、資格試験問題の読解等）。

3 取組みの方向性

- 開発・設計等の技術分野に従事できる高度人材を積極的に受入れていく（信大工学部等の留学生の県内就職）。
- 基礎的技術者・技能者の確保のため、特定技能・技能実習の受入れの促進を図っていく。

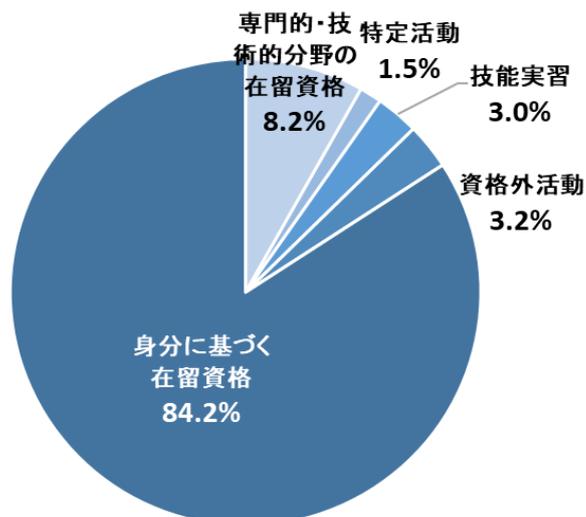
サービス

1 現状

外国人労働者数（H30.10末現在）

計 3,217 人（宿泊業、飲食サービス業除く）

専門的・技術的分野の在留資格	263
特定活動	49
技能実習	95
資格外活動	102
身分に基づく在留資格	2,708



身分に基づく在留資格（永住者、定住者等）が主体であるとともに、調理師や外国語講師等の専門的・技術的分野の在留資格が活用されているが、海外からの受入れはあまり進んでいない。

2 課題

- 特定技能、技能実習について、対象となる分野が限定される。
- 留学生は資格外活動としてアルバイト等へ従事することが可能であるが、従事者数は少ない。

3 取組みの方向性

- 商品管理などの IT 化できる部分については積極的な導入を促進した上で、人手の確保が必要な業務においては、外国人材の確保についても検討する。
- サービス分野は他分野と比較すると活用の範囲が少ないが、必要な分野において適正な受入れを促進していく。

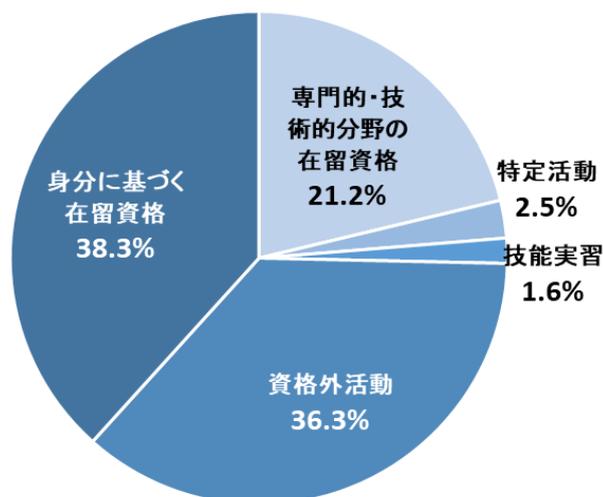
観光

1 現状

外国人労働者数（H30.10末現在）

計 1,093 人（宿泊業、飲食サービス業）

専門的・技術的分野の在留資格	232
特定活動	27
技能実習	18
資格外活動	397
身分に基づく在留資格	419



身分に基づく在留資格の他、通訳等の専門的・技術的分野の在留資格や、繁忙期には資格外活動で就労している留学生のアルバイトも多い。

宿泊業においては作業内容が多岐にわたることから、多能工人材の確保が重要視されていることから、多能工としての活躍も期待される特定技能の受入れが必要。

なお、技能実習は、可能な作業が限定されているためほとんど活用されていないが、今後技能実習の対象職種として追加される予定。

2 課題

- インバウンド需要に対応するため、高度人材（通訳等の専門的・技術的分野の在留資格）や特定技能を確保する必要があるが、受入れ後のオリエンテーションや研修の体制が整っていない。
- 高度人材を採用する際に、どこの人材紹介会社を頼れば良いのか分からないことや手数料が高いことを指摘する企業があった。
- 技能実習では宿泊業の一連の業務が対象外であり、多能工としての活躍も期待される特定技能の活用が必要であるが、試験に合格した人材をどの程度確保できるかが不明慮。
- 繁忙期における、季節労働者としての、資格外活動（留学生のアルバイト等）や特定活動（ワーキングホリデー等）人材の確保。

3 取組みの方向性

- 多能工として活躍が期待される特定技能、特定活動、技能実習（今後対象となる予定）の受入れ。
- 通訳としての高度人材の受入れ。
- 繁忙期における、資格外活動（留学生のアルバイト等）や特定活動（ワーキングホリデー、インターンシップ）の受入れ。
- ベトナムなど、人材の送出し国との連携強化。

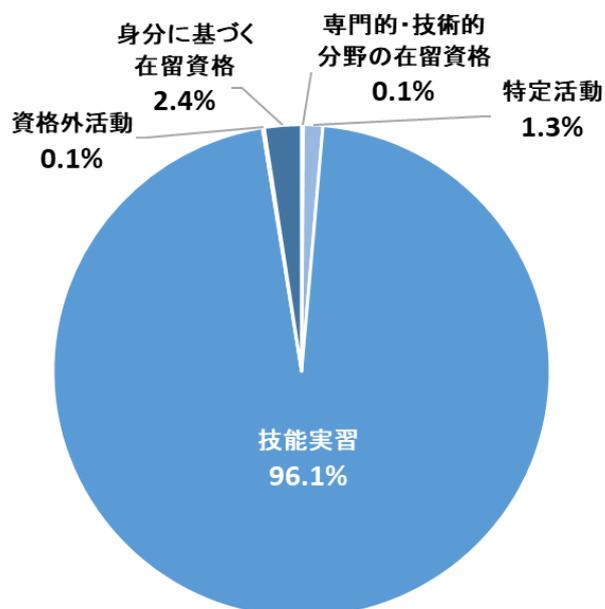
農業

1 現状

外国人労働者数（H30.10末現在）

計 1,744 人（農業、林業）

専門的・技術的分野の在留資格	2
特定活動	22
技能実習	1,676
資格外活動	2
身分に基づく在留資格	42



大規模栽培を行っている場合等で、土壌づくりや収穫作業等に従事するための技能実習がほとんどを占めており、その内訳は季節労働者が多い。

2 課題

- 農業就業人口が減少している中、本県農業の生産力を維持するためには中核的経営体の規模拡大のため、農作業に従事する人材の確保が必要であり、外国人材の必要性が高い。
- 高度人材で対応する職種がほとんどないため、特定技能制度を活用した人材の確保を検討する必要がある。
- 技能実習を通年で行えない耕種農業での受入れが多く、技能実習2号への移行が困難であり、特定技能移行への障壁となる可能性がある。
- 技能実習については、制度の適正な運用を促していく必要がある。
- 本県の農業分野における就業形態は季節就労が多いため、就労を希望する外国人材が安定的に確保できるかが不明瞭。

3 取組みの方向性

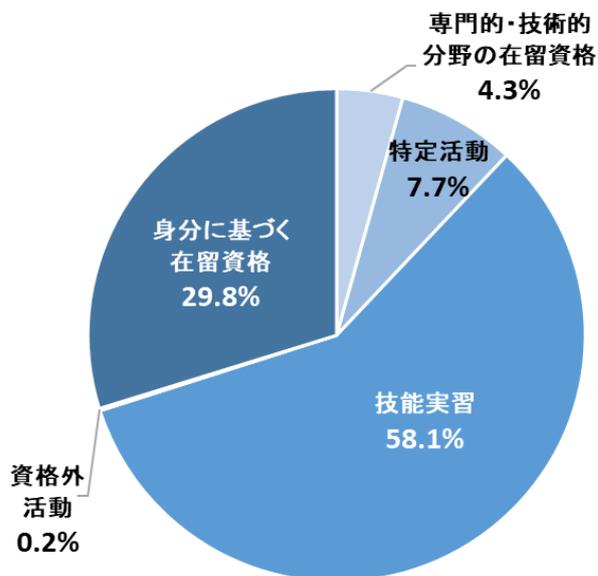
- 繁忙期に必要な人材を継続的に確保するため、安定的な技能実習の受入れを図るとともに、制度の適正な活用を推進していく。
- 常時雇用者確保のための特定技能の受入れ。

建設

1 現状

外国人労働者数（H30.10末現在） 計 651人

専門的・技術的分野の在留資格	28
特定活動	50
技能実習	378
資格外活動	1
身分に基づく在留資格	194



技能実習生の活用が多い。

安全確保等の観点から国内人材の確保を優先しており、一部の企業での活用にとどまっている。

2 課題

- 建設工事で重要となる安全管理において、言葉と習慣の違いの克服が必要。
- 休日確保や長時間労働の是正など働き方改革の推進が必要（国内人材はもとより、外国人材が就業しやすい環境づくりのため）。
- 多能工として就労するための仕組みと就労者の意欲が必要。

3 取組みの方向性

- 建設産業では、受入に当たって、働く人の処遇、労働環境改善を進めることが必要である。